

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年6月20日	
愛知県知事殿	
提出者	
住所 愛知県豊明市杣掛町田楽ヶ窪1番地98	
氏名 学校法人 藤田学園	
理事長 星長清隆	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0562-93-2800	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	学校法人藤田学園 藤田医科大学病院
事業場の所在地	愛知県豊明市杣掛町田楽ヶ窪1番地98
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	1,376床
③従業員数	3,473人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為後に感染性廃棄物発生 ＜鋭利な感染性廃棄物（専用のプラスチック容器回収）、非鋭利な感染性廃棄物（専用ダンボール回収）＞→ 院内の全ての感染性廃棄物は、ダンボール及び専用プラスチック容器にて回収し、そのまま中間処分業者へ委託して焼却後、埋立処分とする。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 廃棄物総括責任者：医療廃棄物処理委員会委員長（特別管理産業廃棄物管理責任者） ↓ 医療廃棄物処理委員会（医療廃棄物の適正な処理等に関する事項を審議） ↓ —— 実施責任者（総務室長）—— 実施担当者（総務室）			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	934 t	t
	(これまでに実施した取組) ○ディスプレイ製品導入の場合は、廃棄物排出量が増加しないか十分検討を行い、廃棄物量を増加させない。 ○ディスプレイ製品の適正な在庫管理を行い、滅菌保証期日切れを出さないことで、廃棄物量を増加させない。 ○新採用者への教育の一環として廃棄物分別方法を徹底し、排出量を増加させない。 ○廃棄物排出容器用に部署名を記入させ、分別の適正化と抑制を図る。分別できていない場合は、随時指導及び全部署に注意喚起を実施する。 ○毎月、感染性廃棄物を排出する各部署へ月毎の廃棄物量をチラシにて展開し、廃棄物減量へ向けた啓蒙活動を行う。		
②計画	【目標】約3%の減量		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	905 t	t
	(今後実施する予定の取組) ○当院の感染対策スタッフと定期的に行っている廃棄物ラウンドを行う際、使用する資機材は必要な分のみにとどめ、余剰廃棄物を減らすよう案内する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○医療行為から発生する感染性廃棄物は、鋭利なものと非鋭利なものがあり、感染性廃棄物の中にそれ以外の産業廃棄物（廃プラスチック、金属くず、ガラスくず）、一般廃棄物を混合させないように分別を行う。 ○感染または感染のおそれがあるものについては、バイオハザードマークのついた段ボールにより他の廃棄物と分別し、鋭利なものについては専用のプラスチック容器を使用して分別を行い、分別ができていない場合は、随時指導及び全部署に注意喚起を実施している。 ○各部署へ月に1回、当院の感染対策スタッフと廃棄物ラウンドを行い、適切に感染性廃棄物の分別ができているか確認を行っている。 ○院内のゴミ分別表を、より分かりやすい分別表へ改正を行った。		
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○感染対策スタッフと定期的に行っている廃棄物ラウンドの際、分別が出来ていない部署があった場合は随時指導を行い、必要に応じて他部署へ事例の周知や注意喚起を行うと共に、ラウンド結果をフィードバックし、自部署の現状を把握してもらい改善につなげる。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	－
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 取り組みなし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	－
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	－
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 取り組みなし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	－
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	－
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 取り組みなし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	－
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	－
	全処理委託量	934 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	934 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 医療行為から発生する感染性廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別を強化し、最終処分量の削減に取り組んでいる。 委託した廃棄物の処分状況について、契約書に沿って適正に処理されていることと、環境に配慮した優良認定を受けた処理業者であることを確認している。		

②計画	【目標】 約 3 % の減量		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	－
	全 処 理 委 託 量	905 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	905 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ○委託先を選定する場合は、現地確認や処理能力の確認を行い、環境に配慮した業者を選定する。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（2024年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）	934 t	
	(今後実施する予定の取組) 加入済、今後も継続して取り組みます。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。